

検査結果判定書

東近江市水道課 様

No. HRD0002070-001-01

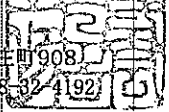
水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号

依頼日 2015年5月12日 付で、当社に依頼された水質検査の結果は次の通りです。

株式会社 日吉

〒523-8555 近江八幡市北之庄町9081

TEL 0748-32-5001 FAX 0748-32-4192



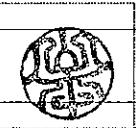
採水年月日 時間				2015年5月12日 9:19 ~ 9:24				天候		前日:晴 当日:曇後雨					
水源名称採水地点				蒲生地区				試料区分		給水栓					
採水者				森野 順一				気温		20.5 °C		水温		17.1 °C	
項目	検査結果	単位	基準値	項目	検査結果	単位	基準値	項目	検査結果	単位	基準値	項目	検査結果	単位	
一般細菌	0	個/mL	≤100	クロロ酢酸	0.002未満	mg/L	≤0.02	2-メチルイソボルネオール	-	mg/L	≤0.00001				
大腸菌	不検出		検出されないこと	クロロホルム	☆ 0.010	mg/L	≤0.06	非イオン界面活性剤	-	mg/L	≤0.02				
カドミウム及びその化合物	-	mg/L	≤0.003	ジクロロ酢酸	★ 0.007	mg/L	≤0.03	フェノール類	-	mg/L	フェノールとして ≤0.005				
水銀及びその化合物	-	mg/L	≤0.0005	ジプロモクロロメタン	0.003	mg/L	≤0.1	有機物(全有機炭素の量)	0.9	mg/L	≤3				
セレン及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	臭素酸	0.001未満	mg/L	≤0.01	pH値	7.1		5.8以上8.6以下				
鉛及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	総トリハロメタン	☆ 0.020	mg/L	≤0.1	味	異常なし		異常でないこと				
砒素及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	トリクロロ酢酸	☆ 0.004	mg/L	≤0.03	臭気	異常なし		異常でないこと				
六価クロム化合物	-	mg/L	≤0.05	プロモジクロロメタン	★ 0.007	mg/L	≤0.03	色度	0.5未満	度	≤5				
亜硝酸態窒素	0.004未満	mg/L	≤0.04	プロモホルム	0.001未満	mg/L	≤0.09	濁度	0.1未満	度	≤2				
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	mg/L	≤0.01	ホルムアルデヒド	0.008未満	mg/L	≤0.08	その他の項目							
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	mg/L	≤10	亜鉛及びその化合物	-	mg/L	≤1.0	残留塩素 *	0.37	mg/L	≥0.1				
フッ素及びその化合物	-	mg/L	≤0.8	アルミニウム及びその化合物	★ 0.05	mg/L	≤0.2	気温	20.5	°C					
ホウ素及びその化合物	-	mg/L	≤1.0	鉄及びその化合物	-	mg/L	≤0.3	水温	17.1	°C					
四塩化炭素	-	mg/L	≤0.002	銅及びその化合物	-	mg/L	≤1.0	以下余白							
1,4-ジオキサン	-	mg/L	≤0.05	ナトリウム及びその化合物	-	mg/L	≤200								
スス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	-	mg/L	≤0.04	マンガン及びその化合物	-	mg/L	≤0.05								
ジクロロメタン	-	mg/L	≤0.02	塩化物イオン	13.3	mg/L	≤200								
テトラクロロエチレン	-	mg/L	≤0.01	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	mg/L	≤300								
トリクロロエチレン	-	mg/L	≤0.01	蒸発残留物	☆ 73	mg/L	≤500								
ベンゼン	-	mg/L	≤0.01	陰イオン界面活性剤	-	mg/L	≤0.2								
塩素酸	0.06未満	mg/L	≤0.6	ジェオスミン	-	mg/L	≤0.00001								

判定

検査結果において水道法水質基準値に適合しています。  
 ★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。  
 ☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。  
 ▲の検査項目はクワトポソリウム等対策指針に不適の項目です。

特記事項

残留塩素は維持管理基準 \*弊社測定値



検査期日

受付日

2015年5月12日

報告日

2015年5月27日

検査区分責任者

山本 司

印

検査結果判定書

東近江市水道課 様

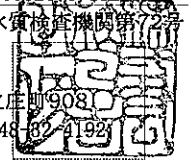
No. HRD0002070-002-01

水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号

株式会社 日吉

〒523-8555 近江八幡市北之庄町9081

TEL 0748-32-5001 FAX 0748-32-4192



依頼日 2015年5月12日 付で、当社に依頼された水質検査の結果は次の通りです。

採水年月日 時間				2015年5月12日 9:50 ~ 9:55				天候		前日:晴 当日:曇後雨					
水源名称採水地点				長峰地区				試料区分		給水栓					
採水者				森野 順一				気温		20.5 °C		水温		20.6 °C	
項目	検査結果	単位	基準値	項目	検査結果	単位	基準値	項目	検査結果	単位	基準値	項目	検査結果	単位	
一般細菌	0	個/mL	≤100	クロロ酢酸	0.002未満	mg/L	≤0.02	2-メチルインポルネオール	-	mg/L	≤0.00001				
大腸菌	不検出		検出されないこと	クロロホルム	☆ 0.010	mg/L	≤0.06	非イオン界面活性剤	-	mg/L	≤0.02				
カドミウム及びその化合物	-	mg/L	≤0.003	ジクロロ酢酸	☆ 0.006	mg/L	≤0.03	フェノール類	-	mg/L	フェノールとして ≤0.005				
水銀及びその化合物	-	mg/L	≤0.0005	ジプロモクロロメタン	0.003	mg/L	≤0.1	有機物(全有機炭素の量)	0.9	mg/L	≤3				
セレン及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	臭素酸	0.001未満	mg/L	≤0.01	pH値	7.2		5.8以上8.6以下				
鉛及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	総トリハロメタン	☆ 0.020	mg/L	≤0.1	味	異常なし		異常でないこと				
砒素及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	トリクロロ酢酸	☆ 0.004	mg/L	≤0.03	臭気	異常なし		異常でないこと				
六価クロム化合物	-	mg/L	≤0.05	プロモジクロロメタン	★ 0.007	mg/L	≤0.03	色度	0.5未満	度	≤5				
亜硝酸態窒素	0.004未満	mg/L	≤0.04	プロモホルム	0.001未満	mg/L	≤0.09	濁度	0.1未満	度	≤2				
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	mg/L	≤0.01	ホルムアルデヒド	0.008未満	mg/L	≤0.08	その他の項目							
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	mg/L	≤10	亜鉛及びその化合物	-	mg/L	≤1.0	残留塩素 *	0.56	mg/L	≥0.1				
フッ素及びその化合物	-	mg/L	≤0.8	アルミニウム及びその化合物	★ 0.05	mg/L	≤0.2	気温	20.5	°C					
ホウ素及びその化合物	-	mg/L	≤1.0	鉄及びその化合物	-	mg/L	≤0.3	水温	20.6	°C					
四塩化炭素	-	mg/L	≤0.002	銅及びその化合物	-	mg/L	≤1.0	以下余白							
1,4-ジオキサン	-	mg/L	≤0.05	ナトリウム及びその化合物	-	mg/L	≤200								
ビス(1,2-ジクロロエチレン)及びトリス(1,2-ジクロロエチレン)	-	mg/L	≤0.04	マンガン及びその化合物	-	mg/L	≤0.05								
ジクロロメタン	-	mg/L	≤0.02	塩化物イオン	13.1	mg/L	≤200								
テトラクロロエチレン	-	mg/L	≤0.01	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	mg/L	≤300								
トリクロロエチレン	-	mg/L	≤0.01	蒸発残留物	-	mg/L	≤500								
ベンゼン	-	mg/L	≤0.01	陰イオン界面活性剤	-	mg/L	≤0.2								
塩素酸	0.06	mg/L	≤0.6	ジェオスミン	-	mg/L	≤0.00001								

判定

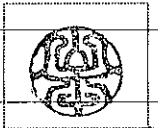
検査結果において水道法水質基準値に適合しています。

★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。

☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。

▲の検査項目はクリプトスピリウム等対策指針に不適の項目です。

残留塩素は維持管理基準 \*弊社測定値



検査期日

受付日

2015年5月12日

報告日

2015年5月27日

検査区分責任者

山本 司

印